

(有償運送)

第78条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- (1) 災害のため緊急を要するとき。
- (2) 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- (3) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第79条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 行おうとする自家用有償旅客運送の種別(国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。)
 - (3) 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(以下「自家用有償旅客運送自動車」という。)の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - (4) 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第79条の3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第79条の4 国土交通大臣は、第79条の2の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していない者であるとき。

- (2) 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。)であるとき。
 - (3) 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前2号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (4) 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前3号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (5) 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
 - (6) 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第79条の5 第79条の登録の有効期間(次条第1項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第79条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して2年とする。ただし、次条第1項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第79条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して3年とする。

- (1) 第79条の9第2項の規定による命令を受けていないこと。
- (2) 第79条の10の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- (3) 第79条の12第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(有効期間の更新の登録)

第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第79条の3及び第79条の4の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第79条の3第1項第2号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第79条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第79条の3第2項又は第79条の4第2項の通知があるまでの間は、従前の第79条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第79条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更登録等)

第79条の7 第79条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は、第79条の2第1項各号に掲げる事項の変更(第3項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2 第79条の3及び第79条の4の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第79条の3第1項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第79条の4第1項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第5号又は第6号」と読み替えるものとする。

3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第79条の8 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保)

第79条の9 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。

(2) 路線又は運送の区域を変更すること。

(3) 旅客から收受する対価を変更すること。

(4) 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

(事故の報告)

第79条の10 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止)

第79条の11 自家用有償旅客運送者は、その業務を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第79条の12 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第79条の登録、第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は第79条の7第1項の変更登録を受けたとき。
- (3) 第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号の規定に該当することとなつたとき。
- (4) 第79条の4第1項第5号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

2 第79条の4第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の抹消)

第79条の13 国土交通大臣は、第79条の登録の有効期間(第79条の6第3項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第79条の11の規定による届出があつたとき、又は前条第1項の規定による登録の取消しをしたときは、当該自家用有償旅客運送者の登録を抹消しなければならない。

○ 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号) (抜粋)

(法第78条第2号の者)

第48条 法第78条第2号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (3) 農業協同組合
- (4) 消費生活協同組合
- (5) 医療法人
- (6) 社会福祉法人
- (7) 商工会議所
- (8) 商工会
- (9) 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

(自家用有償旅客運送)

第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送(以下「市町村運営有償運送」という。)
 - (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第51条の25の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送(以下「公共交通空白地有償運送」という。)
 - (3) 特定非営利活動法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者(次項第3号において「身体障害者等」という。)であつて第51条の25の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)
- イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
- 2 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。
- (1) 前項第1号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者
 - (2) 前項第2号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者(同号の同伴者を除く。)
 - (3) 前項第3号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第51条の25の名簿に記載されていない者及びその付添人
- (有償運送の許可申請)

第50条 法第78条第3号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 運送需要者
- (3) 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量
- (4) 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域
- (5) 有償運送を必要とする理由
(自家用有償旅客運送の種別)

第51条 法第79条の2第1項第2号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- (1) 市町村運営有償運送
- (2) 公共交通空白地有償運送
- (3) 福祉有償運送
(申請書の記載事項)

第51条の2 法第79条の2第1項第3号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 路線又は運送の区域(公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域)
- (2) 事務所の名称及び位置
- (3) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
(申請書に添付する書類)

第51条の3 法第79条の2第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第48条第2号及び第9号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)
- (2) 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
- (3) 法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- (4) 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類
- (5) 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第51条の7に規定する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
- (6) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (7) 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類
- (8) 福祉自動車(第49条第3号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類
- (9) 第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (10) 第51条の20に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (11) 第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(12) 第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

(13) 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿（運送の区域）

第51条の4 法第79条の2第1項第3号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第51条の7に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第51条の5 法第79条の3第1項の自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）は、第2号様式によるものとする。

（登録証）

第51条の6 権限行政庁は、法第79条の3第1項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(1) 登録年月日及び登録番号

(2) 登録の有効期間

(3) 名称及び住所

(4) 自家用有償旅客運送の種別

(5) 路線又は運送の区域

（法第79条の4第1項第5号の合意していないとき）

第51条の7 法第79条の4第1項第5号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第79条の2の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

（運営協議会の構成員等）

第51条の8 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

(1) 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3) 住民又は旅客

(4) 地方運輸局長

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(6) 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等

2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第79条の2の規定による登録の申請に係る公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置)

第51条の9 法第79条の4第1項第6号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有
- (2) 第51条の16第1項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第51条の16第3項に規定する運転者その他の乗務員の確保
- (3) 第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備
- (4) 第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備
- (5) 第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備
- (6) 第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

(有効期間の更新の登録)

第51条の10 法第79条の6第1項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 自家用有償旅客運送の種別
- (4) 第51条の2に規定する事項
- (5) 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の更新登録申請書には、第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

3 第1項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第51条の6の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第79条の3第1項」とあるのは「法第79条の6第2項において準用する法第79条の3第1項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(変更登録)

第51条の11 法第79条の7第1項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 自家用有償旅客運送の種別
- (4) 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第51条の3に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 市町村運営有償運送を行う者が第51条の2第1号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類

- (3) 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第79条の2第1項第2号に掲げる事項を変更し、又は第51条の2第1号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(4) 登録証

- 3 権限行政庁は、法第79条の7第2項において準用する法第79条の3第1項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第1項の申請をした者に交付するものとする。

(法第79条の7第1項の事由)

第51条の12 法第79条の7第1項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- (1) 運行している路線に係る道路又は橋梁りようの損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなつたこと。
(2) 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

(軽微な事項の変更の届出等)

第51条の13 法第79条の7第3項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
(2) 自家用有償旅客運送の種別(公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)
(3) 路線又は運送の区域(減少する場合に限る。)
(4) 事務所の名称及び位置
(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
(6) 運送しようとする旅客の範囲

- 2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を権限行政庁に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
(2) 登録番号
(3) 自家用有償旅客運送の種別
(4) 変更した事項

- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第51条の3に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
(2) 登録証

- 4 権限行政庁は、法第79条の7第4項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第2項の届出をした者に交付するものとする。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第51条の14 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から收受する対価の基準)

第51条の15 法第79条の8第2項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- (2) 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- (3) 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つて

いること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第51条の16 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- (1) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる障害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項の適性診断を受けさせなければならない。
- 3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第1項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。
- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。
 - (2) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - (3) 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 4 第1項第1号及び前項第2号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
- (1) 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - (2) 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 5 第1項第1号及び第3項第2号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 6 第1項第1号及び第3項第2号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

(運行管理)

第51条の17 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

- 2 前項の責任者は、乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第23条第1項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を20(同項の運行管

理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、40)で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上選任されなければならない。

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する受験資格を有する者
- (2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9第1項に規定する要件を備える者
- (3) 国土交通大臣が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

3 第1項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
- (2) 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第2項の規定により適性診断を受けさせること。
- (3) 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第3項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
- (4) 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第1項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
- (5) 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第2項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
- (6) 第51条の19第1項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- (7) 第51条の21第2項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- (8) その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務
(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第51条の18 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- (3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

(運転者台帳及び運転者証)

第51条の19 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 自家用有償旅客運送者の名称
- (3) 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

(5) 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項

(6) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要

(7) 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければならない。

3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

(1) 作成番号及び作成年月日

(2) 自家用有償旅客運送者の名称

(3) 運転者の氏名

(4) 運転免許証の有効期限

(5) 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項

(整備管理)

第51条の20 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(事故の対応に係る責任者の選任等)

第51条の21 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存しなければならない。

(1) 運転者の氏名

(2) 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

(3) 事故の発生日時

(4) 事故の発生場所

(5) 事故の当事者(運転者を除く。)の氏名

(6) 事故の概要(損害の程度を含む。)

(7) 事故の原因

(8) 再発防止対策

(損害を賠償するための措置)

第51条の22 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかななければならない。

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第51条の23 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

- (1) 名称
 - (2) 「有償運送車両」の文字
 - (3) 登録番号
- 2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。
- (1) 横書きであること。
 - (2) 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ5センチメートル以上であること。
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。
- (自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第51条の24 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から収受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第51条の25 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- (4) その他必要な事項

(苦情処理)

第51条の26 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

- 2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
- (1) 苦情の内容
 - (2) 原因究明の結果
 - (3) 苦情に対する弁明の内容
 - (4) 改善措置
 - (5) 苦情処理を担当した者
- (登録証の返納)

第51条の27 自家用有償旅客運送者は、法第79条の登録の有効期間が満了したとき、法第79条の11の届出をするとき又は法第79条の12第1項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長(主として指定都道府県等(道路運送法施行令第4条第1項の指定都道府県等をいう。))の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合に於ては、当該指定都道府県等の長)に返納しなければならない。

(有償貸渡しの許可申請)

第52条 法第80条第1項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

- (1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 貸渡人の事務所の名称及び所在地
 - (3) 貸渡しの実施計画
 - (4) 貸渡しを必要とする理由
- 2 前項の申請書には、貸渡しをしようとする自家用自動車の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。